

南丹市工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、南丹市の本庁及び支所（以下「本庁等」という。）の所管する土木工事、営繕工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の当初契約の請負金額が250万円以上の工事等で、工事請負契約書、測量・調査業務等委託契約書、測量・調査・土木設計業務等委託契約書及び土木設計業務等委託契約書に基づく契約のうち、工事発注に係るものとし、以下の項目については、評定を省略できるものとする。

- (1) 建設工事発注標準に掲げられていない工事種別
- (2) 工事目的物の引受けがない解体工事、除草業務等
- (3) 単価契約による小修繕工事
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当する緊急を要する工事
- (5) その他、契約担当者が監理課と協議のうえ、成績評定にそぐわないと判断されたもの

(評定者)

第3条 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、南丹市公共工事等検査規程（平成24年10月1日制定）第3条に定める検査員並びに総括監督員または当該工事等の担当課の係長以上の技術職員（以下「総括監督員等」という。）及び主任監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、工事にあっては別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとし、業務委託にあっては、業種に応じて別記様式第2-1、2-2の業務成績評定表によって行うものとする。

(評定表の提出等)

第5条 検査員である評定者は検査実施のつど、総括監督員等及び主任監督員は工事等完成のときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 評定者は、完成検査後遅滞なく評定表を、監理課長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 監理課長は、工事成績評定表について、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を別記様式第3及び3-1により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 監理課長は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条または第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、監理課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 監理課長は、前項による説明を求められたときは、担当課長と協議の上、別記様式第4により回答するものとする。

3 前2項の事項については、第6条または第7条の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

第9条 第8条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に、書面により、監理課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 監理課長は、前項による説明を求められたときは、担当課長と協議の上、別記様式第4-1により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。